平成２１年（フ）第１０３２号
神戸市須磨区戸政町１丁目１番24号
債務者　新井　巨人
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３５号
神戸市兵庫区上沢通５丁目４－２　ＫＹマンション403号室、住民票上の住所大阪府高石市取石７丁目13番１－203号
債務者　和田　恒明
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919　医療法人財団友朋会　嬉野温泉病院内、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙52番地２山口アパート
債務者　早田　勝義
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２０７号
佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙4041番地
債務者　西山　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２０９号
佐賀県西松浦郡有田町山谷牧甲2276番地42
債務者　松村　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１０号
佐賀県伊万里市大川町大川野3178番地９
債務者　田部　信一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１１号
佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地278
債務者　岡　　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7706番地７　若楠マンション202号
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１３号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14800番地　市営和田住宅７号
債務者　古川　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１５号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄1823番地４
債務者　井手口あゆみ（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５４６号
愛知県西尾市桜木町４丁目25番地　コーポ西尾Ⅱ　８号室
債務者　濱田　健二
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
岐阜県可児市大森1501番地2909
債務者　土橋　明美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第５１７号
熊本市渡鹿５丁目15番81―102号
債務者　前岡　　瞳
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６２号
熊本県宇土市花園町665番地
債務者　東　眞知子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８２号
熊本市萩原町17番２号
債務者　津﨑　博子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２０号
熊本市本荘５丁目15番34号８、住民票上の住所熊本市本荘５丁目15番34号
債務者　泉　　圀子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３０号
熊本市国府本町12番21号　シャルム本町Ｃ―201号
債務者　石田喜美代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部